

兵労発基 0823 第 1 号  
令和 3 年 8 月 23 日

兵庫地方最低賃金審議会  
会 長 梅 野 巨 利 殿

兵 庫 労 働 局 長  
荒 木 祥 一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 3 年 8 月 12 日付けで一般社団法人兵庫県タクシー協会会長吉川紀興から、令和 3 年 8 月 20 日付けで兵庫県労働組合総連合議長成山太志及び全国労働組合連絡協議会全国一般労働組合全国協議会自立労働組合連合スイートガーデン労働組合神戸支部支部長伊藤潔史から別添のとおり最低賃金法第 12 条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。